



平成31年1月31日

各 位

会 社 名 新光電気工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 豊木 則行
コ ー ド 番 号 6967 東証第1部
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長
清野 貴博
TEL(026) 283-1000 (代)

株主優待制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、株主優待制度の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主優待制度導入の目的

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの株主の皆様の中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入いたします。

2. 株主優待制度の概要

(1) 対象となる株主様

当社株式を1年以上継続して(※)保有するとともに、毎年3月31日を基準日として300株(3单元)以上保有する株主の皆様を対象といたします。

ただし、本制度導入にあたり、平成31年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主の皆様につきましては、「1年以上継続して」保有されているかにかかわらず、300株(3单元)以上保有する方を対象とさせていただきます。

※「1年以上継続して」保有するとは、毎年3月31日および9月30日現在の当社株主名簿に、同一株主番号で、基準日を含めて3回以上連続して記載または記録されていることをいいます。

なお、証券会社の貸株サービスを利用するなどして株主番号が変更になった場合等は、過去より継続して保有した期間として通算されず、新たな株主番号となりました直後の株主名簿より算出を開始いたします。株主番号の変更の有無につきましては、お取引の証券会社にお問い合わせください。

(2) 株主優待の内容

カタログの中より、3,000円相当の当社工場が所在する長野県・新潟県の特産品または社会貢献活動への寄付をお選びいただけます。

なお、優待内容の詳細は、当社ウェブサイトを通じてご紹介するとともに、対象となる株主の皆様には個別に株主優待をご案内いたします。

(3) ご案内時期

株主優待に関するご案内の発送は6月を予定しております。

3. 株主優待制度の開始時期

平成31年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式300株(3单元)以上を保有する株主の皆様を対象に開始いたします。

また、1年以上継続して保有する期間の判定は、前年の3月31日時点の株主名簿まで遡って算定いたしますが、導入開始となる平成31年に限り、これを除外いたします。

以 上